

指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(限月取引及びその数)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 日経平均</p> <p>a Large取引</p> <p>3月、6月、9月及び12月の限月取引(以下「特定限月取引」という。)の<u>13限月取引制</u>とし、各限月取引の期間は、<u>6月及び12月の各限月取引については5年、3月及び9月の各限月取引については1年6か月</u>とする。</p> <p>b Mini取引</p> <p>特定限月取引の<u>13限月取引</u>及び当該特定限月取引以外の<u>直近</u>の3限月取引の<u>16限月取引制</u>とし、各限月取引の期間は、特定限月取引については5年(3月及び9月の各限月取引は1年6か月)、特定限月取引以外の各限月取引については5か月(2月、5月、8月及び11月の各限月取引は4か月)とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この特例は、平成25年7月16日から施行する。</p>	<p>(限月取引及びその数)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 日経平均</p> <p>a Large取引</p> <p>3月、6月、9月及び12月の限月取引(以下「特定限月取引」という。)の<u>5限月取引制</u>とし、各限月取引の期間は<u>1年3か月</u>とする。</p> <p>b Mini取引</p> <p>特定限月取引の<u>2限月取引</u>及び当該特定限月取引以外の<u>各月</u>の3限月取引の<u>5限月取引制</u>とし、各限月取引の期間は、特定限月取引を<u>6か月</u>、特定限月取引以外の各限月取引を<u>4か月又は5か月</u>とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
<p>(限月取引及びその数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日経平均オプション</p> <p>特定限月取引の<u>13限月取引</u>及び当該特定限月取引以外の直近の<u>6限月取引</u>の<u>19限月取引制</u>とし、各限月取引の期間は、<u>特定限月取引については5年(3月及び9月の各限月取引については1年6か月)</u>とし、特定限月取引以外の各限月取引については<u>9か月</u>とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(限月取引及びその数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日経平均オプション</p> <p>特定限月取引の<u>12限月取引</u>及び当該特定限月取引以外の直近の<u>3限月取引</u>の<u>15限月取引制</u>とし、各限月取引の期間は、<u>各特定限月取引のうち、6月及び12月の限月取引を5年、3月及び9月の限月取引を1年</u>とし、特定限月取引以外の各限月取引を<u>4か月又は5か月</u>とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(権利行使価格及びその数)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する権利行使価格は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該限月取引の取引開始日の本所が定める時間に当該各号に定めるところにより設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日経平均オプション</p> <p>指数オプション取引における日経平均の数値につき、<u>250円刻み</u>で設定する<u>250円</u>の整数倍の数値とし、本所が定めるところにより<u>33種類</u>設定する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 前項のほか、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、全部又は一部の限月取引について、当該各号に定める数値の新たな権利行使価格を本所が定めるところにより設定することができる。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(権利行使価格及びその数)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する権利行使価格は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該限月取引の取引開始日の本所が定める時間に当該各号に定めるところにより設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日経平均オプション</p> <p>指数オプション取引における日経平均の数値につき、<u>500円刻み</u>で設定する<u>500円</u>の整数倍の数値とし、本所が定めるところにより<u>17種類</u>設定する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 前項のほか、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、全部又は一部の限月取引について、当該各号に定める数値の新たな権利行使価格を本所が定めるところにより設定することができる。</p> <p>(1) (略)</p>

- (2) 日経平均オプション
- a 当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日が到来していない限月取引
250円刻みで設定する250円の整数倍の数値
 - b 前aに掲げる限月取引以外の限月取引
125円刻みで設定する125円の整数倍の数値
- (3) (略)

付 則

この特例は、平成25年7月16日から施行する。

- (2) 日経平均オプション
- a 当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日が到来していない限月取引
500円刻みで設定する500円の整数倍の数値
 - b 前aに掲げる限月取引以外の限月取引
250円刻みで設定する250円の整数倍の数値
- (3) (略)

新	旧
<p>(権利行使価格の設定)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 指数オプション特例第6条第2項各号の規定により設定する権利行使価格は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日経平均オプション</p> <p>各限月取引の取引開始日の前日における<u>250円</u>刻みの日経平均設定基準値（その日の最終の日経平均の数値に最も近接する<u>250円</u>の整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該<u>250円</u>刻みの日経平均設定基準値に近接する上下各<u>16種類</u>の<u>250円</u>の整数倍の数値とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 指数オプション特例第6条第3項各号の規定により設定する新たな権利行使価格は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定める方法により設定するものとする。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日経平均オプション</p> <p>次のaからcまでに定める場合に該当したときは、その翌日の午前8時に、当該aからcまでに定める方法により設定するものとする。</p> <p>a 各限月取引について、当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下この号において「日経平均刻み変更日」という。）の2日前的日までに、毎日の<u>250円</u>刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が<u>15種類</u>以下となった場合</p> <p>当該限月取引について、当該<u>250円</u>刻みの日</p>	<p>(権利行使価格の設定)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 指数オプション特例第6条第2項各号の規定により設定する権利行使価格は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日経平均オプション</p> <p>各限月取引の取引開始日の前日における<u>500円</u>刻みの日経平均設定基準値（その日の最終の日経平均の数値に最も近接する<u>500円</u>の整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該<u>500円</u>刻みの日経平均設定基準値に近接する上下各<u>8種類</u>の<u>500円</u>の整数倍の数値とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 指数オプション特例第6条第3項各号の規定により設定する新たな権利行使価格は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定める方法により設定するものとする。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日経平均オプション</p> <p>次のaからcまでに定める場合に該当したときは、その翌日の午前8時に、当該aからcまでに定める方法により設定するものとする。</p> <p>a 各限月取引について、当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下この号において「日経平均刻み変更日」という。）の2日前的日までに、毎日の<u>500円</u>刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が<u>7種類</u>以下となった場合</p> <p>当該限月取引について、当該<u>500円</u>刻みの日</p>

経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が16種類となるまで、既存の権利行使価格から250円刻みで設定する。

- b 各限月取引について、日経平均刻み変更日の前日が到来した場合

当該限月取引について、当該前日の125円刻みの日経平均設定基準値（その日の最終の日経平均の数値に最も近接する125円の整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下この号において同じ。）及び当該125円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該前日の125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して上下各16種類となるまで、当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで設定する。

- c 各限月取引について、日経平均刻み変更日以降の日に、毎日の125円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して設定されているものに限る。）が15種類以下となった場合

当該限月取引について、当該125円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して16種類となるまで、既存の権利行使価格から125円刻みで設定する。

(3) (略)

4 (略)

付 則

この規則は、平成25年7月16日から施行する。

経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が8種類となるまで、既存の権利行使価格から500円刻みで設定する。

- b 各限月取引について、日経平均刻み変更日の前日が到来した場合

当該限月取引について、当該前日の250円刻みの日経平均設定基準値（その日の最終の日経平均の数値に最も近接する250円の整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下この号において同じ。）及び当該250円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該前日の250円刻みの日経平均設定基準値から250円刻みで連続して上下各8種類となるまで、当該250円刻みの日経平均設定基準値から250円刻みで設定する。

- c 各限月取引について、日経平均刻み変更日以降の日に、毎日の250円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該250円刻みの日経平均設定基準値から250円刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該250円刻みの日経平均設定基準値から250円刻みで連続して設定されているものに限る。）が7種類以下となった場合

当該限月取引について、当該250円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該250円刻みの日経平均設定基準値から250円刻みで連続して8種類となるまで、既存の権利行使価格から250円刻みで設定する。

(3) (略)

4 (略)